

精神障害者旅客運賃割引規程

精神障害者旅客運賃割引規程

制定 令和 7年 4月 1日 規第 1260号

（適用範囲）

第 1 条 この規程は、精神障害者が、単独でまたは介護者とともに、当社の経営する鉄道（以下「当社線」という。）内各駅相互間または当社線と連絡運輸の取扱いをする他社線（以下「連絡会社線」という。）にまたがる各駅相互間を乗車する場合に適用する。

（精神障害者）

第 2 条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下、「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。

2. 前項の精神障害者を、第 1 種精神障害者および第 2 種精神障害者に割引種別を分けるものとする。割引種別は精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄により判別し、割引種別の詳細は別表の通りとする。

（介護者）

第 3 条 精神障害者が、第 1 種精神障害者および定期乗車券を使用する 12 歳未満の第 2 種精神障害者であるときは、精神障害者 1 人に対して 1 人の介護者をつけることができる。

2. 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

3. 前項にかかわらず、精神障害者が幼児であるときは、旅客営業規則第 39 条第 3 項の規定を準用し当該精神障害者を無賃で取扱うことができる。この場合、介護者に対しては、第 4 条第 1 項に規定する割引乗車券を単独で発売するものとする。

（注）介護者が無賃で随伴できる幼児は、本規定を準用した幼児の精神障害者を含め、2 人までである。

（割引乗車券の種類）

第 4 条 精神障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は、次の通りとする。

（1） 普通乗車券 第 1 種精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第 2 種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。

（2） 定期乗車券 第 1 種精神障害者および 12 歳未満の第 2 種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

（3） 回数乗車券 第 1 種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2. 介護者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第 2 項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

（注）介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

（取扱区間）

第 5 条 精神障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、精神障害者が普通乗車券によって当社線と連絡会社線とにまたがり単独で乗車する場合は、片道の営業キロが 100 キロメートルをこえる区間に限る。

(割引率)

第 6 条 精神障害者および介護者に対する割引率は、5 割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引きをしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第 7 条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜な申込み書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第 8 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券は、精神障害者と、その介護者とが同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第 9 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行なう場合に限って取扱う。

(精神障害者手帳の携帯)

第 10 条 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は精神障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(乗車券の発行方等)

第 11 条 精神障害者が精神障害者手帳を呈示し、乗車券の購入を申出たときは、次の各号に定めるところにより発行するものとする。

(1) 第 1 種精神障害者または第 2 種精神障害者が単独で乗車する場合

ア. 大人に対して発行する場合は、次による。

(ア) 常備乗車券で発行する場合は、旅客運賃を訂正しないで発行する乗車券面に  (直径 1 cm) の表示を行ない発行する。

(イ) 常備式大人小児用の乗車券で発行する場合は、旅客運賃を訂正しないで小児断線から切断し、甲片は旅客に交付し、乙片は窓口多機能機営業日報に添付して営業課長に提出するものとする。

この場合乗車券の甲、乙各券片に  (直径 1 cm) の表示を行なう。

(ウ) 補充乗車券で発行する場合は、一般規定によるほか乗車券片に (イ) の表示を行なう。

イ. 小児に対しては、普通補充券等によりアに準じて発行する。

ただし、当社線内各駅相互間にかぎり、常備式大人小児用の乗車券で発行することができ。この場合ア (イ) による表示のほか、甲、乙各券片に  の表示を行なう。

(2) 第 1 種精神障害者が介護者とともに乗車する場合および 12 歳未満の第 2 種精神障害者が介護者とともに定期乗車券により乗車する場合は、前号に準じて発行する。この場合、乗車券の甲・乙各券片に次の表示を行なう。

精神障害者に対する乗車券  (直径 1 cm)

介護者に対する乗車券  (直径 1 cm)

(注) 精神障害者の小児用定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが乗車券面には所定の表示をすること。

2. 第 3 条第 3 項により介護者に発売する割引乗車券の券面には、所定の割引の  の表示のほかに  の表示をするものとする。

3. 前項の場合に、補充券で発行したときは控片に「6 歳未満」と赤字で記入する。

(その他の取扱方)

第 12 条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

付 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】

精神障害者の割引種別

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第1種精神障害者※1	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種精神障害者※2	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 障害等級および精神障害の状態は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令155号）第6条の定めによるもの

※1 「第1種精神障害者」は、次に掲げる者およびこれより重い者をいう。

- 1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの
- 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの
- 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの
- 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの
- 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの
- 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの
- 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの
- 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの

※2 「第2種精神障害者」は、上記以外の者をいう。